

松 山 大 学 論 集
第 25 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 3 年 10 月 発 行

キャッシュ・フロー会計の論点整理

溝 上 達 也

キャッシュ・フロー会計の論点整理

溝 上 達 也

I 問題の所在

わが国において、初めて資金計算書の必要性が主張されたのは半世紀以上前のことであり、その後資金計算書における各論点について様々な議論が行われてきた。それらの議論では、資金計算書を主要な財務表の1つにするべきかが主な争点とされてきた。1998年に連結キャッシュ・フロー計算書が主要な財務表の1つとして制度化されたことにより、資金計算書の財務諸表化をめぐる議論は収束することとなった。

キャッシュ・フロー計算書が制度化されてから十余年が経過し、IFRS導入に向けての議論の進展や会計観の転換など、キャッシュ・フロー計算書を取り巻く環境が大きく変化している。また、キャッシュ・フロー計算書に関する実務的な問題点も明らかになってきていると思われ、基準の改訂に向けた議論を始めるべき時期にあると考えられる。

そこで本稿では、基準の改訂を意識した上で、キャッシュ・フロー会計¹⁾における論点の整理を行う。論を次のように進める。最初に、伝統的な資金会計の議論が、いかなる論点を対象として行われてきたのかを確認する。その上で、キャッシュ・フロー計算書の制度化及び近年の会計観の転換が、それらの

1) わが国においては伝統的に資金会計という用語が用いられてきたが、資金概念としてキャッシュが用いられるようになったことにより、キャッシュ・フロー会計という用語が多く用いられるようになった。本稿では、多様な資金概念が主張されていた時代の議論については資金会計を、資金概念としてキャッシュを前提とする議論についてはキャッシュ・フロー会計を用いることによってこれらを区別することとする。

論点にどのような影響を与えるのかについて考察する。

Ⅱ 伝統的な資金会計における論点

戦後間もない頃、わが国の経済は激しいインフレーションの波に襲われ、多くの企業が利益を上げながら資金繰りに苦しむ状況にあった。このような状況の下、伝統的に用いられてきた指標はインフレーション経済の下では役に立たない可能性があり、これを補うものとして資金繰り計算の重要性が主張された²⁾これを契機に資金計算書についての議論が盛んとなり、インフレーションが収束した後も、資金計算書の公表により企業の流動性を示す必要がある旨の主張が多くの研究者によってなされた³⁾

わが国における資金会計論は、大きく2つの議論に分けて考えることができる。1つは、資金計算書の存在意義についての議論であり、もう1つは、資金計算書の内容についての議論である。

1つ目の議論について振り返る上で、極めて有名な言として、山下 [1955] がある。そこでは、「企業会計を損益計算的立場において理解しながら、他方において、それと理論的つながりのない筈の資金会計をとりあげると言うが如きことは、それが理論上の自殺行為であることを自覚すべきである」(山下 [1955] 12頁)とされ、資金会計論は痛烈に批判された。山下 [1955] は、以後の資金会計論の方向性を定めたと言ってよく、このような批判に応え、資金計算書が主要な財務表たりうることを主張するために、従来の財務諸表体系に資金計算書を組み入れる枠組みを探ることが、わが国資金会計の中心的な課題とされてきた⁴⁾

資金計算書を主要な財務表の1つとして開示することを義務付けるべきであると主張し、わが国の資金会計論の発展に大きく貢献した研究として染谷

2) 太田 [1952] 7-8頁。

3) 染谷 [1997] を参照されたい。

4) 染谷 [1973] 染谷 [1983] 鎌田 [1991] 佐藤 [1993] などを参照されたい。

[1983] がある。

染谷 [1983] では、期間損益計算をめぐる一連の取引の流れを「もの」の流れと捉える⁵⁾。それに対して資金会計の対象となる取引の流れを「かね」の流れとして捉えている⁶⁾。前者の「もの」の流れを測定する役割を担うのが損益計算書であり、後者の「かね」の流れを測定する役割を担うのが資金計算書⁷⁾である。貸借対照表はそれぞれの会計における残高や「もの」の流れと「かね」の流れの期間的なずれから生じる諸項目を収容し、それらの残高に対する持分を明らかにする役割を担う。このような会計観によれば、資金計算書を損益計算書及び貸借対照表に並ぶ第3の財務表として位置づけることができると主張する⁸⁾。

資金計算書の存在意義をめぐる議論において、もう1つの論点が存在した。それは、複式簿記の体系から導かれなければ主要な財務表になりえないという意見に応え、資金計算書を導く勘定体系を組むことを試みるものである。例えば、鎌田 [1991] では、貸借対照表及び損益計算書から二次的に作成されると考えられていた資金計算書を、これらの2つの計算書と同時に作成することができる簿記システムの構築が模索されている。

2つ目の議論は、主に資金計算書を支持する立場から展開された。すなわち、資金計算書の必要性を主張する立場から、どのような計算書であれば主要な財務表たりうるかについて論じられた。資金計算書の内容についての議論はさらに3つの論点に分類することができる。すなわち、資金概念、表示区分、営業資金フローの表示方法である。

資金計算書は、企業がどのような源泉から資金を調達し、どのような用途に投入したかを示すものである。資金概念は資金計算書の対象とする取引の範囲を決定するものであり、資金会計論において中心となる論点である。わが国の

5) 染谷 [1983] pp. 28-30。

6) 染谷 [1983] pp. 30-31。

7) 染谷 [1983] では、資金計算書の1つとしての収支計算書の必要性が主張されている。

8) 染谷 [1983] p. 33。

資金会計論においては、総財務資源、運転資本、正味当座資産、現金及び現金同等物、現金など数多くの資金概念が主張された。

次に問題となるのは、資金フローをどのように分類し、表示するかということである。資金計算書における主な表示方法として、源泉使途別表示や活動別表示があり、活動別表示を採用する際には、それぞれの活動をどのように定義するのが問題となる。

もう1つは営業資金フローの表示方法に関する問題である。営業資金フローを表示するには2つの方法がある。1つは、主要な取引ごとに資金流入総額と資金流出総額を表示する方法であり、これは直接法といわれる。いま1つは純利益に必要な調整を行って営業資金フローを表示する方法であり、これは間接法といわれる。営業資金フローの表示方法としていずれを用いるべきかも資金会計における主要な論点の1つである。

Ⅲ 計算書の制度化とキャッシュ・フロー会計の論点

わが国において資金計算書の必要性について議論が進められる中、1980年代から1990年代にかけて、国際的にキャッシュ・フロー計算書の制度化が進んだ。1987年にSFAS95号を公表した米国を皮切りに、1990年代には英国、国際会計基準委員会（IASB）などがキャッシュ・フロー計算書の開示を要求する基準を相次いで設定した。会計基準の国際標準化という流れの中で、わが国においても主要な財務表の1つとして連結キャッシュ・フロー計算書の開示を義務づける『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』（以下、『作成基準』）が1998年に公表され、資金計算書の財務諸表化の是非に関する問題は一応の決着を見ることとなった。

既に見てきたようにわが国の資金会計論においては、資金計算書は必要か、もしくは、どのような資金計算書であれば主要な財務表となりうるかということが主要な論点とされてきた。したがって、キャッシュ・フロー計算書の制度化は、資金会計を論ずる上での前提を大きく変えるものである。ここでは伝統

的な資金会計の論点に対して、わが国の制度がいかなる答えを示したかを確認するとともに、キャッシュ・フロー計算書の制度化によって、資金会計論で問われるべき課題はどのように変化したのかについて考察を加えたい。

まず、『作成基準』の内容を確認する。『作成基準』では、主要な財務表の1つとして連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書を要求している。その上で、キャッシュ・フロー計算書における主要な論点について、次のように規定している。

資金概念については、「現金及び現金同等物」とし、それぞれについて次のように定義している。「現金とは、手許現金及び要求払い預金をいう」（『作成基準』二一）。「現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資をいう」（『作成基準』二一）。さらに、資金概念に含まれるものについて、『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解』（以下、『注解』）は、次のように具体的に説明している。「現金とは手許現金と要求払い預金のことであり、要求払い預金には当座預金、普通預金、通知預金が含まれる」（『注解』注1）。「現金同等物には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる」（『注解』注2）。

計算書の表示区分に関しては営業活動、投資活動、財務活動の三区分別による開示を求めている。『作成基準』では、それぞれの活動は、次のように定義される。

『「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する』（『作成基準』二二-1①）ものとしている。具体的には、商品及び役務の販売による収入、商品及び役務の購入による支出、従業員及び役員に対する報酬の支払い、災害による保険金収入、損害賠償金の支払いなどが含まれる⁹⁾。投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、「固定資産の取得

及び売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フロー」(『作成基準』二-二-1②)が記載される。具体的には、現金同等物に含まれない有価証券の取得による支出及び売却による収入、有形固定資産の取得による支出及び売却による収入、投資有価証券の取得による支出及び売却による収入、貸付による支出及び貸付金の回収による収入などが含まれる¹⁰⁾。財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、「資金の調達及び返済によるキャッシュ・フロー」(『作成基準』二-二-1③)が記載される。具体的には、短期借入れによる収入及び短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入及び長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入及び社債の償還による支出、株式の発行による収入及び自己株式の取得による支出などが含まれる¹¹⁾。

最後に、営業資金フローの表示方法について確認しよう。『作成基準』では、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法(直接法)と税金等調整前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法(間接法)の選択適用が認められている¹²⁾。『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』には、直接法(図表1)及び間接法(図表2)によるキャッシュ・フロー計算書の様式が示されている。なお、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分はいずれの方法を採った場合でも共通するので、間接法(図表2)による表示では営業活動によるキャッシュ・フローのみを抜き出して示した。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書では、収入額から支出額を差し引くことによって営業活動によるキャッシュ・フローが計算される。営業収入から

9) 『注解』注3

10) 『注解』注4

11) 『注解』注5

12) 『作成基準』三-一

図表 1 直接法によるキャッシュ・フロー計算書

	前事業年度			当事業年度		
	自平成	年 月 日	至平成	自平成	年 月 日	至平成
営業活動によるキャッシュ・フロー						
営業収入		×××		×××		×××
原材料又は商品の仕入れによる支出		×××		×××		×××
人件費の支出		×××		×××		×××
その他の営業支出		×××		×××		×××
小計		×××		×××		×××
利息及び配当金の受取額		×××		×××		×××
利息の支払額		△×××		△×××		△×××
損害賠償金の支払額		△×××		△×××		△×××
……		×××		×××		×××
法人税等の支払額		△×××		△×××		△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出		△×××		△×××		△×××
有価証券の売却による収入		×××		×××		×××
有形固定資産の取得による支出		△×××		△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入		×××		×××		×××
投資有価証券の取得による支出		△×××		△×××		△×××
投資有価証券の売却による収入		×××		×××		×××
貸付けによる支出		△×××		△×××		△×××
貸付金の回収による収入		×××		×××		×××
……		×××		×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー						
短期借入れによる収入		×××		×××		×××
短期借入金の返済による支出		△×××		△×××		△×××
長期借入れによる収入		×××		×××		×××
長期借入金の返済による支出		△×××		△×××		△×××
社債の発行による収入		×××		×××		×××
社債の償還による支出		△×××		△×××		△×××
株式の発行による収入		×××		×××		×××
自己株式の取得による支出		△×××		△×××		△×××
配当金の支払額		△×××		△×××		△×××
……		×××		×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××		×××
現金及び現金同等物に係る換算差額		×××		×××		×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		×××		×××		×××
現金及び現金同等物の期首残高		×××		×××		×××
現金及び現金同等物の期末残高		×××		×××		×××

図表2 間接法によるキャッシュ・フロー計算書(一部)

	前事業年度				当事業年度					
	自	平	年	月	日	自	平	年	月	日
	至	平	年	月	日	至	平	年	月	日
営業活動によるキャッシュ・フロー										
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)			×	×	×			×	×	×
減価償却費			×	×	×			×	×	×
減損損失			×	×	×			×	×	×
貸倒引当金の増減額(△は減少)			×	×	×			×	×	×
受取利息及び受取配当金			△	×	×			△	×	×
支払利息			×	×	×			×	×	×
為替差損益(△は益)			×	×	×			×	×	×
有形固定資産売却損益(△は益)			×	×	×			×	×	×
損害賠償損失			×	×	×			×	×	×
売上債権の増減額(△は増加)			×	×	×			×	×	×
たな卸資産の増減額(△は増加)			×	×	×			×	×	×
仕入債務の増減額(△は減少)			×	×	×			×	×	×
……			×	×	×			×	×	×
小計			×	×	×			×	×	×
利息及び配当金の受取額			×	×	×			×	×	×
利息の支払額			△	×	×			△	×	×
損害賠償金の支払額			△	×	×			△	×	×
……			×	×	×			×	×	×
法人税等の支払額			△	×	×			△	×	×
営業活動によるキャッシュ・フロー			×	×	×			×	×	×

原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出、その他の営業支出を差し引いたところでいったん小計が計算されている。小計までの項目は、いわば純粋な営業活動によるキャッシュ・フローをあらわしている¹³⁾ 小計以下は、分類において他の活動との選択が認められている取引¹⁴⁾ 及び特別な取引による

13) わが国におけるキャッシュ・フロー計算書において、ここで計算される小計に特徴があり、この概念が重要であることが指摘されている。溝上 [2004a] を参照されたい。

14) 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の2つのいずれかの方法により記載される。(1) 受取利息、受取配当金及び支払利息は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法、(2) 受取利息及び受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払利息及び支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法。(『作成基準』二-二-3)

キャッシュ・フローが加減され、営業活動によるキャッシュ・フローが計算される。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書では、純利益から必要項目を加減算することにより、純粋な営業活動によるキャッシュ・フローとしての小計が計算される。小計以下の項目は、間接法においても、直接法と同様に、収入額から支出額を差し引くことによって計算される。

『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』（以下、『意見書』）は、直接法と間接法の長所及び短所について、次の3点を挙げている¹⁵⁾

- ①直接法による表示方法は、営業活動に係るキャッシュ・フローが総額で表示される点に長所が認められる。
- ②直接法により表示するためには親会社及び子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられる。
- ③間接法による表示方法は、純利益と営業活動に係るキャッシュ・フローとの関係が明示される点に長所が認められる。

『意見書』は、直接法の長所として①を、間接法の長所として③を挙げている。②は直接法を用いた場合の実務上の問題点であり、計算書によって開示される内容の優劣とは次元が異なる問題である。直接法と間接法のそれぞれに長所があるので、継続適用を前提として選択適用が認められている。

ここまで、わが国の制度がどのようなキャッシュ・フロー計算書を要求しているかについて確認した。次に、キャッシュ・フロー計算書の制度化が、前節で確認した伝統的な資金会計の論点にどのような影響を与えるかについて考察する。

1つ目の論点は、資金計算書の存在意義である。資金計算書の財務諸表化の

15) 『意見書』三-4

是非に関しては、主要な財務表の1つとして制度化されたことで、制度の面で一応の決着をみたことになる。ただし、キャッシュ・フロー計算書がいかなる役割を果たすものとして財務諸表の1つとしての意義があるのかについては議論が必要である。

会計報告の中心が個別財務諸表から連結財務諸表へと移行した結果、わが国において連結ベースのキャッシュ・フロー計算書が要求されることになった。既に述べたように、元々資金計算書は、企業の支払能力を表示するために、その必要性が論じられた。企業が支払能力を維持し存続し続けることができるかは個別企業において問題になることである。しかし、会計報告が連結財務諸表中心へと移行してもなお、キャッシュ・フロー計算書は必要とされている。では、連結会計において、キャッシュ・フロー計算書が会計報告の中でいかなる役割を果たすべきであるかについては、検討しなければならない問題であると考えられる。

キャッシュ・フロー計算書の果たすべき役割については、次のような議論があった。中村 [1995] は以下の論を展開し、計算書の果たすべき役割の観点からキャッシュ・フロー計算書の必要性を否定した。すなわち、損益計算書及び貸借対照表の役割は、それぞれ利益を計算することと、累積の利益を示すことであり、これらは企業が利益処分をおこなう上での基礎となる。キャッシュ・フロー計算書にはこのような企業にとって不可欠な任務がなく、したがって貸借対照表及び損益計算書と並ぶ主要な財務表にはなり得ない¹⁶⁾と。

染谷 [1999] は、キャッシュ・フロー計算書を主要な財務表の1つとして位置づける基準が公表された後、わが国の資金会計論を回顧して次のように述べている。「資金計算書に対して、一方において、負債に対する企業の支払能力についての情報を期待し、他方において、企業の財政状態の変化についての情報を期待している。資金計算書の目的もまた多様である。もともと人々が資金計

16) 中村 [1995] 22頁。

算書を必要とした動機は、損益計算書や貸借対照表によって明らかにされない、何らかの財務情報を求めようとしたところにある。けれども損益計算書や貸借対照表によって明らかにされない財務情報の種類は余りにも多すぎたようである。そうした情報を提供する責任を資金計算書という、ただひとつの計算書に課すところに無理があると思われる。その重点をある部分に置けば、他の部分はどうしてもおろそかになる。といて、要求されるいろいろな情報をひとつの計算書に盛れば、そうした計算書はきわめて雑然たるものになってしまう。資金計算書の目的の多様性も、また永遠に解決できない問題となっている」(染谷 [1999] 66 頁)。ここで示唆されるのは、主要な財務表の1つとして制度化されたものの、キャッシュ・フロー計算書の役割は明確になっているとは言えないということである。キャッシュ・フロー計算書の果たすべき役割については、計算書が制度化された後も、依然として論点として残されている。

2つ目の論点は、計算書の内容である。前節の検討に従って、資金概念、表示区分、営業資金フローの表示の順に、キャッシュ・フロー計算書の制度化がそれぞれの論点に与えた影響について検討する。

わが国の資金会計論においては、様々な資金概念が主張された。1980年代よりキャッシュを基礎とする資金¹⁷⁾を計算対象とするキャッシュ・フロー計算書が国際的に主流となり、わが国においても「現金及び現金同等物」を資金概念とする計算書が制度化された。キャッシュ・フロー計算書が制度化された今、問われるべき課題は、キャッシュ概念の明確化である。既に示したように、『作成基準』では現金同等物について、「現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資をいう」(『作成基準』二一)と定義されている。具体的に、何が現金同等物に含まれて、何が含まれないかが明確でなく、会計人の判断に依存する場合が多いよう

17) ただし、この内容については必ずしも国際的に一致したものになっていない。例えば、米国の SFAS95 号では現金及び現金同等物が資金概念として採用されているのに対し、英国の改訂 FRS1 号では資金概念が現金に限定されている。

に思われる。現金同等物をめぐっては3つの論点がある。現金同等物を資金概念に含めるべきか、判断が介入する余地がある現金同等物の定義は妥当であるか、妥当でないとするればどのように明確化するべきであるか、この3点については問われるべき課題であると考えられる。

表示区分については、わが国の基準では「営業活動」「投資活動」「財務活動」によるキャッシュ・フローを示す活動別三分類が採られている。SFAS95号などの国際的な動向に歩調を合わせた結果であると言えるが、とりわけ営業活動の定義については問題点が指摘されている。『作成基準』において、営業活動は以下のように定義されている。『「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する』（『作成基準』二-二-1①）。この定義に対しては3つの問題点が指摘される。1つは、定義自体の問題である。前段の「営業損益計算の対象となった取引」は、後段の「投資活動及び財務活動以外の取引」に必ず含まれるものである。したがって、前段部分は無くても定義が網羅する取引の範囲に変わりはなく、定義としては不必要な文言が含まれていることは問題点として指摘される¹⁸⁾。残る2つは営業活動の内容に関わることである。1つは、損益計算書における営業概念と異なる意味で用いられていることである。いま1つは、営業活動は企業の主たる活動であるにも関わらず、それに対して積極的な定義が付されていないということである¹⁹⁾。営業活動を中心とした各活動の精緻化は、残された課題であると考えられる。

営業資金フローの表示方法については、基準では直接法と間接法の選択適用

18) わが国の基準策定において参考にされたと言われる SFAS95 号には前段の文言は無く、営業概念の重要性を強調するために、敢えて定義としては不必要な文言を付け加えたと考えられる。このことは、わが国のキャッシュ・フロー計算書において、純粋な営業活動によるキャッシュ・フローを示す小計が示されていることと整合的である。SFAS95号によるキャッシュ・フロー計算書においては、わが国の計算書における小計の概念は存在していない。

19) 溝上 [2004a] を参照されたい。

が認められている。両者の長所を指摘するのみで、その優劣についての結論には至っておらず、この問題については、依然として検討すべき論点として残されている。

Ⅳ 会計観の転換とキャッシュ・フロー会計の論点

近年、財務報告に大きな変革がもたらされようとしている。貸借対照表においては、資産・負債を時価で測定する動きが広がっている。業績報告においては、収益費用の差額から純利益を計算する思考から、純資産の期中変動額としての包括利益を業績と捉える思考への移行が進んでいると言われる。会計にもたらされるこのような一連の変革は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換として説明される²⁰⁾ 貸借対照表及び損益計算書のあり方について議論が進展する一方で、同じく財務諸表の1つであるキャッシュ・フロー計算書については活発に検討が行われているとは言えない状況にある。

そこで、本節では近年の会計観の転換がキャッシュ・フロー会計の主要な論点に対して、いかなる影響を与えるものであるのかについて検討する。これまでの検討に従い、キャッシュ・フロー計算書の存在意義とキャッシュ・フロー計算書の内容という2つの論点に分けて考察する。

1つ目の論点は、キャッシュ・フロー計算書の存在意義である。既に述べたように、会計観の転換は損益計算書と貸借対照表に大きな変容をもたらそうとしている。それに対して、キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュ・フローという事実を写像するものであり、会計観によってその内容が変わるものではない。したがって、会計観の転換は、キャッシュ・フロー計算書の存在意義に影響を及ぼすものではないということが指摘される²¹⁾ 一般に、主要な3つの

20) FASB [1976] において示された収益費用観 (Revenue and Expense View) 及び資産負債観 (Asset and Liability View) は、利益計算のみを対象とするものであったが、それが会計全体を支配する考えに拡大してきている。本稿では、収益費用アプローチ及び資産負債アプローチという用語を会計に対する観方 (会計観) として用いている。

財務表は相互補完的な関係にあり、一体となって企業に関する情報を提供するものである。伝統的な資金会計論においては、既存の枠組みに資金計算書をいかに組み入れるかが議論の対象となったが、今後はキャッシュ・フロー計算書を含む財務諸表全体の枠組みの構築が課題となる。したがって、現在進められている財務諸表全体の枠組みを見直す議論から、キャッシュ・フロー計算書が取り残されるべきでないと考えられる。

財務諸表の枠組みを定める議論において、キャッシュ・フロー計算書の役割についても検討する必要がある。例えば、次のような議論がある。近年、財務諸表における情報提供機能の観点から、投資対象となる企業の含み損益を明示する時価評価の導入とともに、純資産の変動額を業績と捉え、企業における価値の変動を業績に反映することが求められている。その結果、業績にはより多くの判断が含まれることになり、その補完としてより硬度の高い数値からなるキャッシュ・フロー計算書の重要性が増すと考えられる²¹⁾。キャッシュ・フローという事実に基づくので客観性が高いというキャッシュ・フロー計算書の長所を、財務諸表の体系において、どのように活かすかを検討する必要があると考える²³⁾。

2つ目の論点は、キャッシュ・フロー計算書の内容である。これについては、上述の計算書の役割をどのように捉えるかに依存する。染谷 [1999] において指摘されたように、伝統的な資金会計論において資金計算書には様々な役割が期待された。会計観の転換における議論の中で、それはますます多様なものになると思われる。例えば、上で示したように、キャッシュ・フロー計算書に硬度の高い数値において業績をあらわすことを求めるのであれば、資金概念については、作成者による判断の余地が少ない概念が望ましいと考えられる。また、

21) その意味で、近年の会計観の転換についての議論は、キャッシュ・フロー計算書の客観性を際立たせるものであるといえる。

22) 郡司 [2006] 71 頁。

23) 溝上 [2006] では、キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能を重視する思考が、英国の制度に活かされていることを指摘した。

営業キャッシュ・フローが企業業績評価において重要な意味を持つならば、主たる活動としての営業概念についても精緻化されなければならない。一方、キャッシュ・フロー計算書に企業の流動性の表示を求める場合には、現代の経済環境に合った資金概念を追求する必要がある。いずれにせよ、キャッシュ・フロー計算書の内容についての議論を行うためには、計算書の役割として何が求められて、重点が何に置かれるかを明確にする必要がある。

V 結 語

本稿では、わが国の資金会計論において問われてきた論点を確認した上で、それがキャッシュ・フロー計算書の制度化及び近年の会計変革においてどのように変化しているかを明らかにした。本稿における検討を通じて得た知見は、以下の2点に要約することができる。

1つ目は、キャッシュ・フロー計算書の制度化がキャッシュ・フロー会計の論点に与える影響である。わが国における伝統的な資金会計論においては、資金計算書の存在意義が論点とされてきたが、キャッシュ・フロー計算書の制度化により、資金計算書の財務諸表化の是非については一応の決着を見ることになった。一方で、キャッシュ・フロー計算書にいかなる役割を期待するのかについては、制度化されてもなお、問題として残っており、この点については今後検討されなければならない。また、キャッシュ・フロー計算書の内容については、資金概念に関してはキャッシュ概念の明確化、表示区分については各活動の定義、とりわけ営業概念の精緻化が求められる。また、営業キャッシュ・フローの表示方法に関しては、制度において解決されておらず、直接法と間接法の優劣については依然として課題として残されている。

2つ目は、近年の会計改革がキャッシュ・フロー会計の論点に与える影響である。伝統的な資金会計論は、損益計算書と貸借対照表という既存の体系にどのように資金計算書を組み入れるかが論点とされてきた。キャッシュ・フロー計算書が主要な財務表の1つとして制度化された今、キャッシュ・フロー計算

書についての議論が、現在進んでいる会計の枠組みについての議論に立ち遅れるべきではなく、キャッシュ・フロー計算書を含む財務諸表の体系について問われるべきであると考えられる。また、キャッシュ・フロー計算書の内容についての議論は、キャッシュ・フロー計算書の役割に依存するので、まず財務諸表全体の体系においてキャッシュ・フロー計算書に何を求めるかについて明らかにする必要があることを指摘した。

本稿を通じて行った論点の整理により、キャッシュ・フロー会計論において今後行うべきことが明らかになった。まず求められるのが、資産負債アプローチを軸とする現代会計の枠組みにおいて、キャッシュ・フロー計算書が果たすべき役割を明らかにすることである。その上で、その役割を果たす計算書はどのようなものであるかについて検討しなければならない。これらについては、今後の課題としたい。

本稿は、平成24年度松山大学特別研究助成の成果である。

参 考 文 献

- ASB [1996] FRS1 (revised 1996), Cash Flow Statements.
- FASB [1976] FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement, 1976. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- [1987] SFAS95, Statement of Cash Flows.
- [2000] SFAC7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.
- IASB [2007] IAS1 Presentation of Financial statements.
- [2008] Discussion Paper Preliminary Views on Financial Statement Presentation.
- IASC [1992] IAS7 (revised1992) Cash Flow Statements.
- 上野清貴 [2001] 『キャッシュ・フロー会計論－会計の論理統合－』創成社。
- 太田哲三 [1952] 「資金と損益」『産業経理』第12巻第1号, 6-9頁。
- 鎌田信夫 [1991] 『資金情報開示の理論と制度』白桃書房。
- [1992] 「現金収支会計と売却時価会計の結合」『會計』第141巻第5号, 15-28頁。

- [2002]「業績報告書としてのキャッシュ・フロー計算書－IASB 原則書案に関連して－」現代会計研究会編『現代会計研究』白桃書房, 14-23 頁。
- 企業会計審議会 [1998]『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』。
- 郡司健 [2006]『現代会計構造の基礎』中央経済社。
- 佐々木隆志 [2007]「資産負債評価と損益認識(2)」『企業会計』第 59 巻第 11 号, 100-101 頁。
- 佐藤倫正 [1993]『資金会計論』白桃書房。
- 染谷恭次郎 [1973]『増補 資金会計論』中央経済社。
- [1983]『財務諸表三本化の理論』国元書房。
- [1997]『ある会計学者の軌跡－ひとつの会計学史』税務経理協会。
- [1999]『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社。
- 高橋良造 [1995]『資金会計論－時価評価論との呼応－』税務経理協会。
- 中村忠 [1995]「資金会計への挑戦」『企業会計』第 47 巻第 4 号, 7-22 頁。
- 新田忠誓 [2001]「キャッシュ・フロー計算書における間接法の合理性」『会計』第 159 巻第 1 号, 103-116 頁。
- 溝上達也 [1999]「売却時価会計の方向性－T. A. リー学説の検討」『企業会計』第 51 巻第 12 号, 124-129 頁。
- [2004a]「キャッシュ・フロー計算書における営業概念の意味」『会計』第 165 巻第 6 号, 57-71 頁。
- [2004b]「IASB 業績報告プロジェクトとキャッシュ・フロー計算書」『松山大学論集』第 16 巻第 3 号, 39-53 頁。
- [2005a]「業績報告とキャッシュ・フローローソン学説より学ぶ－」新田忠誓監修, 佐々木隆志・石原裕也・溝上達也編『会計数値の形成と財務情報』白桃書房, 33-45 頁。
- [2005b]「キャッシュ・フロー会計論の方向性」『会計』第 168 巻第 1 号, 29-42 頁。
- [2006]「キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能－英国会計制度を題材として－」『産業経営研究』28 号, 39-50 頁。
- [2007]「英国におけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけ－利益観の転換をめぐる議論から－」『会計』第 172 巻第 2 号, 94-106 頁。
- 山田康裕 [2008]「IASB における財務業績報告の現状と課題」『財務会計研究』第 2 号, 31-57 頁。
- 山下勝治 [1955]「会計理論にみられる分裂現象－会計学的研究への回顧－」『会計』第 67 巻第 1 号, 6-9 頁。